

【暴力団排除条項の参考例】

□ □ □ 契約書

甲 株式会社○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ 殿

乙 株式会社 代表取締役

△ △ △ 夫

1. 甲は、乙が①暴力団、②暴力団員、③暴力団準構成員、④暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動標榜ゴロ、⑧特殊知能暴力集団、⑨その他前各号に準ずる者（以下、反社会的勢力という。）又反社会的勢力と密接な交友関係にあることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
2. 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して暴力的要求行為など不当、不法な行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
3. 乙は、乙の取引業者又は乙の関連業者が、本条第1項に該当した場合、又は本条第2項に該当する行為をした場合には、当該業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
甲は、乙が本項に反した場合には、乙との契約を解除することができる。
4. 甲及び乙は、次の各号に該当する場合には捜査機関等に届出をする。
①甲は、乙が反社会的勢力から不当、不法な行為を受けていることを認知した場合又は受けることが予想される場合
②乙は、乙の取引業者又は乙の関連業者が反社会的勢力から不当、不法行為を受けていることを認知した場合又は受けることが予想される場合
5. 乙の本条違反を起因として契約が解除される場合において、契約解除に伴って派生する各種の損害の請求又は補償については次のとおりとする。
①契約の解除に伴い、甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対し、損害を補償又は賠償する。
②契約の解除に伴い、乙に損害が生じた場合であっても、甲は損害を補償又は賠償することを要しない。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲 株式会社○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ 印

乙 △ △ △ 夫 印